

**第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画
母子保健計画 点検・評価表（進捗状況）
【令和7年度】**

尾鷲市

令和8年3月31日

第6章 計画の推進（本計画 P93～95）

1. 計画の推進体制

（1）総合的な施策の推進

本計画に位置づけている施策は、母子保健・保育・教育・就労環境・生活環境・男女共同参画など広範囲の分野にわたっており、庁内組織や関係機関の多くが実施主体となっています。

そのため、市全体がこどもと子育てを支える環境となるためには、それぞれの実施主体が有機的に結び付き、計画全体を推進していく必要があります。

計画の推進にあたっては、福祉保健課が中心となり、関係機関との連絡・調整を密にし、これまで以上に連携を強化していきます。

（2）国や県との連携の推進

本計画に位置づけている施策の中に、市単独ではなく国や県との連携のもとで実施しているものがあるように、すべての施策を市単独で実施できるわけではありません。

また、社会状況が変化していく中、市の方向性を考えていくためにも、国や県が進める施策との整合性を図っていく必要があります。

そのため、計画の推進にあたっては、国や県との連携強化に努め、必要な支援については今後も要望していきます。

（3）広域的な連携の推進

近年の行政施策では、福祉施設の整備など、広域的な観点から近隣市町との連携を密にした取り組みが必要となるものも少なくありません。

本計画では、就労環境の向上やこどもの安全対策、青少年の健全育成など、広域的な観点から進めることでより効果が期待できる取り組みも計画に位置づけています。

そのため、計画の推進にあたっては、近隣市町との連携強化に努め、広域的な観点から子育て支援及びこどもの健全育成の環境づくりを進めていきます。

2. 計画の進行管理

(1) 市民への計画の周知と相談体制の確立

本計画では、行政が実施主体となる公的な支援策に加え、ボランティア活動や地域活動、家庭での取り組み、事業所の役割なども位置づけています。

市民をはじめ事業所、関係団体がこの計画の考え方や具体的な取り組みを知ることで、公的な支援についてはそれぞれが必要に応じて活用し、市民の主体的な取り組みについては、それぞれの立場に応じた協力体制を構築していくことが理想となります。

そのため、今後は、諸施策の推進とあわせて、市民への計画の周知と施策のPRに努めていきます。

また、各種サービスの利用や市の進める取り組みについて、様々な疑問や相談が発生することが予想されます。

そのため、福祉保健課が中心となり、地域子育て支援センター「ちびっこひろば」や認定こども園・保育園等が情報の共有化を図るとともに、それぞれが計画の趣旨等を十分に理解し、市民の要望・相談に応じられる体制づくりを進めます。

(2) 計画の評価体制の確立

計画の着実な推進のためには、庁内組織や関係団体の一体となった取り組みとともに、「課題」、「目標」、「施策」に一連のつながりを持たせることが重要です。

そのため、計画策定後も適切に進捗管理を行うため、評価・改善に力点を置き、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を推進します。

また、「尾鷲市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の点検・評価等について定期的に審議を行います。

子ども・子育て支援事業計画 点検・評価結果

市では、子ども・子育て支援に関する施策を着実に推進するため、子ども・子育て支援事業計画に掲げた施策の実施状況について、毎年度、点検・評価し、その結果を公表します。

評価結果や「尾鷲市子ども・子育て会議」の意見を考慮し、必要に応じて見直しを行い、各事業の改善等につなげていきます。

第5章 子ども・子育て支援事業等の具体的目標

(本計画 P69~90)

1. 子ども・子育て支援制度における給付・事業について

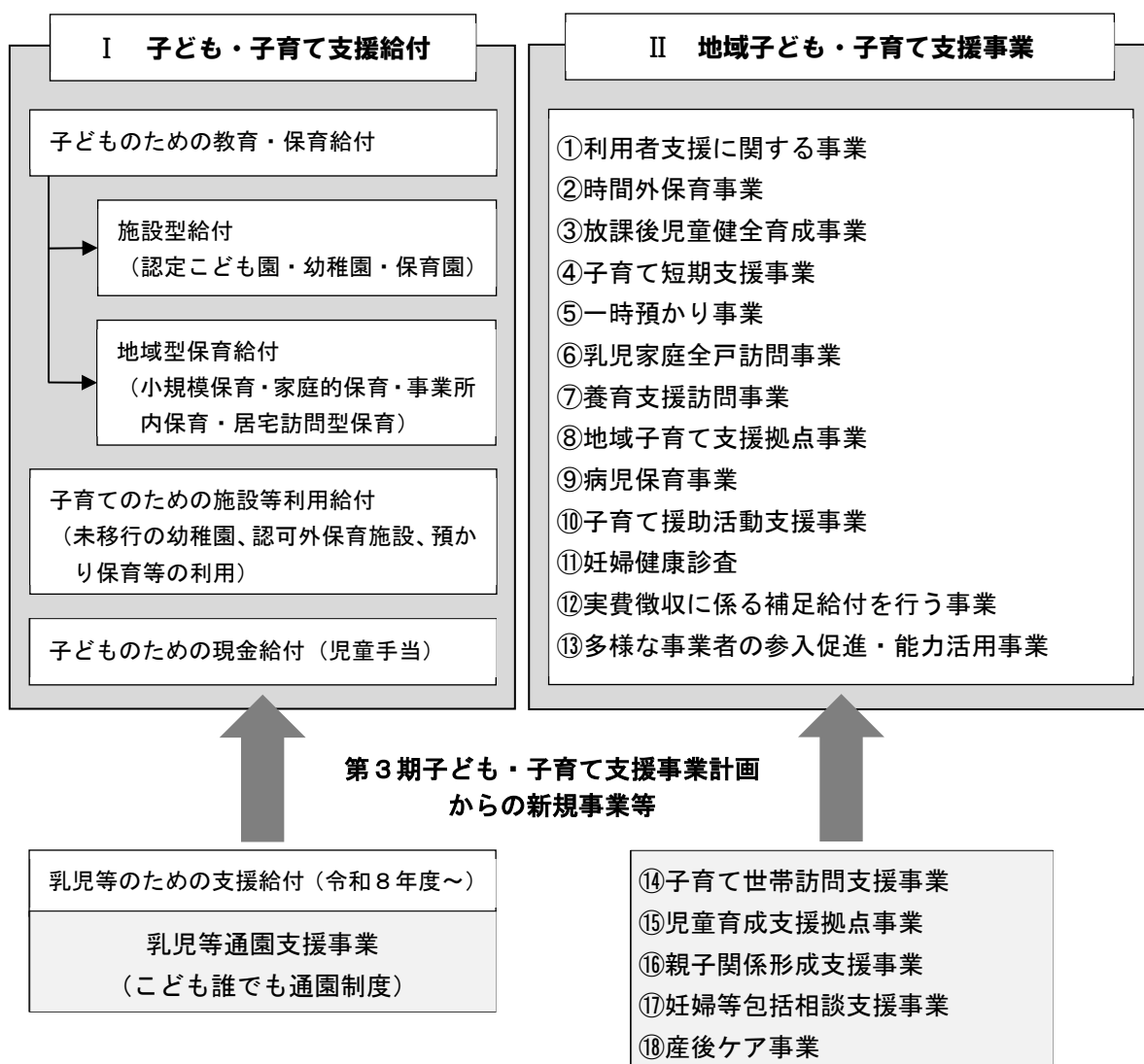
子ども・子育て支援法第61条において、市町村は国が示す基本指針に即して、市の教育・保育提供区域ごとの各年度における「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」並びに「地域子ども・子育て支援事業」等の量の見込み並びに提供体制の確保内容及びその実施時期を定めることとされています。

(1) 本計画における給付・事業について

児童福祉法等の一部改正を踏まえて、第3期子ども・子育て支援事業計画では、記載事項として6事業が追加されました。

これに伴い、子ども・子育て支援事業計画を策定するために国が示す基本指針や量の見込みの算出方法等を示す手引きを踏まえ、対象事業について、量の見込みや確保量を記載し、計画的に整備していく必要があります。

▼本計画における給付・事業について



【参考1】「子ども・子育て支援給付」における子どもの認定区分について

「子どものための教育・保育給付」や「子育てのための施設等利用給付」（※70ページの図「本計画における給付・事業について」中「I 子ども・子育て支援給付」を参照）の利用を希望する保護者は、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定には6つの区分があり、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

支給認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	認定こども園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園 地域型保育事業
施設等利用給付（未移行制度等）	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

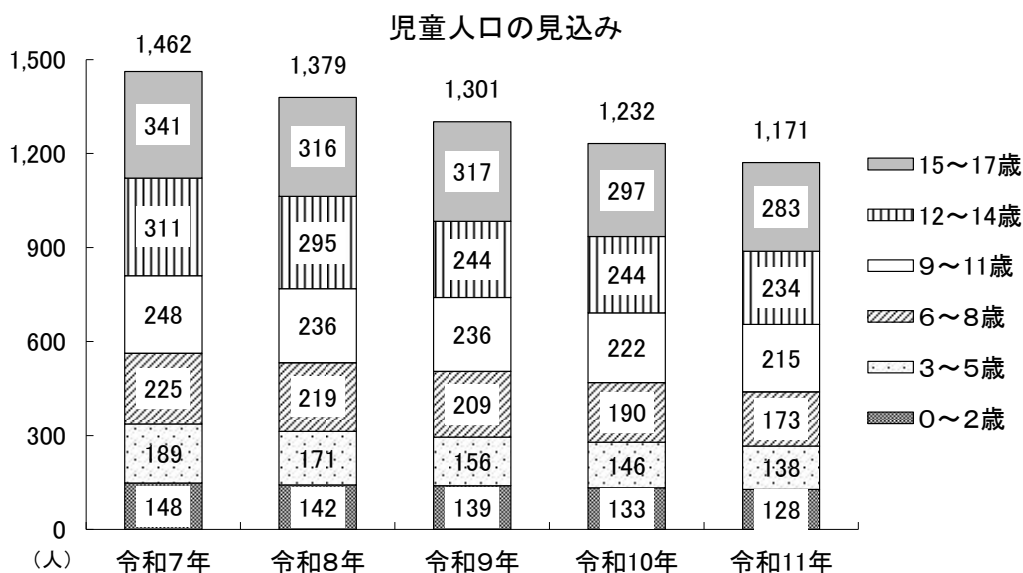
【参考2】「子ども・子育て支援給付」における子どもの認定基準について

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

<p>■保育を必要とする事由 「就労」、「妊娠・出産」、「保護者の疾病・障がい」、「同居親族等の介護・看護」等</p> <p>■保育時間 ①主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」 ②主にパートタイムの就労を想定した短時間利用である「保育短時間」</p> <p>■入所を優先する事情 ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合など</p>
--

(2) 児童人口の見込み

本計画の計画期間における児童人口については、今後も減少傾向で推移することが予測され、本計画の目標年である令和11年には1,171人となることを見込まれます。



※推計値はコーホート変化率法（過去の住民基本台帳人口〔令和2年～令和6年〕から婦人子ども比及び男女児性比、各コーホート間の変化率を求め、それをもとに推計する方法）で算出。

(3) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが定められています。

本市においては、教育・保育提供区域について、区域内の量の見込みや量の調整に柔軟に対応でき、利用者の細かなニーズに対応できることから、第2期計画に引き続き全市1区域として設定します。

量の見込み：実際に利用する人数
 確保内容：定員

2. 子ども・子育て支援給付について

(1) 子どものための教育・保育給付

■事業内容

子どもたちのための教育・保育給付には、「施設型給付」である認定こども園・幼稚園・保育園と、「地域型保育給付」である小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育であり、就学前児童に対する教育・保育サービスを提供しています。

■令和7年度 利用定員

【保育園】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
尾鷲第一保育園	—	—	—	25	25	30	80
尾鷲第三保育園	—	10	10	13	13	14	60
矢浜保育園	7	4	4	8	8	9	40
尾鷲乳児保育園	15	22	23	—	—	—	60
合計	23	36	37	46	46	53	240

【認定こども園】 幼保連携型認定こども園 ひのきっここども園

	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号認定（教育）	—	—	5	5	5	15
2.3号認定（保育）	10	10	15	15	15	65

【小規模保育】

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
尾鷲市立とちのもり保育園	3	3	13	19

※小規模保育とは、主に0歳児から2歳児（3号認定）を対象とした認可事業所になります。そのため、0歳児から2歳児のみ利用定員を定めておりますが、尾鷲市立とちのもり保育園については、以下の受け入れを行っています。

【保育認定児】保育を必要とする3歳児以上（2号認定）についても、定員の範囲内で受け入れを行います。

【特別利用地域型保育認定児】保育を必要としない3歳児以上（1号認定）についても、身近な地域に認定こども園などがいないため、定員の範囲内で受け入れを行います。

■ 量の見込みと確保内容

(他市町からの広域入所を含む令和8年3月1日現在の入所人数)

● 1号認定（認定こども園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども）

【計画】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		11	10	9	8	8
②確保内容	特定教育・ 保育施設	市内（認定こども園）	13	13	13	13
		市外（認定こども園）	2	2	2	2
		計	15	15	15	15
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	
合計		15	15	15	15	15

【進捗状況】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		10				
②確保内容	特定教育・ 保育施設	市内（認定こども園）	13			
		市外（認定こども園）	2			
		計	15			
	確認を受けない幼稚園	0				
合計		15				

▼ 1号認定の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	16	9	14	14	12

● 2号認定（満3歳以上で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども）

【計画】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み		179	162	148	138	131	
②確保内容	特定教育・ 保育施設	市内（保育園等）	189	189	189	189	189
		市外（保育園等）	4	4	4	4	4
		計	193	193	193	193	193
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0	
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	
	合計	193	193	193	193	193	

【進捗状況】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		176				
②確保内容	特定教育・ 保育施設	市内（保育園等）	186			
		市外（保育園等）	4			
		計	190			
	幼稚園＋預かり保育	0				
	企業主導型保育施設の地域枠	0				
	合計	190				

▼ 2号認定の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	227	229	212	206	198

● 3号認定（満3歳未満で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども）
【0歳児】

【計画】			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			30	30	28	26	26
②確保内容	特定教育・保育施設	市内（保育園等）	25	25	25	25	25
		市外（保育園等）	2	2	2	2	2
		計	27	27	27	27	27
	地域型保育	小規模保育	3	3	3	3	3
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		計	3	3	3	3	3
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		30	30	30	30	30

【進捗状況】			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			24				
②確保内容	特定教育・保育施設	市内（保育園等）	20				
		市外（保育園等）	2				
		計	22				
	地域型保育	小規模保育	3				
		家庭的保育	0				
		事業所内保育	0				
		計	3				
	認可外保育施設		0				
	企業主導型保育施設の地域枠		0				
	合計		25				

▼ 3号認定（0歳児）の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	25	29	23	24	29

【1歳児】

【計画】			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			37	31	31	30	28
②確保内容	特定教育・保育施設	市内（保育園等）	39	39	39	39	39
		市外（保育園等）	2	2	2	2	2
		計	41	41	41	41	41
	地域型保育	小規模保育	3	3	3	3	3
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		計	3	3	3	3	3
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		44	44	44	44	44

【進捗状況】			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			39				
②確保内容	特定教育・保育施設	市内（保育園等）	44				
		市外（保育園等）	2				
		計	46				
	地域型保育	小規模保育	3				
		家庭的保育	0				
		事業所内保育	0				
		計	3				
	認可外保育施設		0				
	企業主導型保育施設の地域枠		0				
	合計		49				

▼3号認定（1歳児）の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	53	52	46	38	42

【2歳児】

【計画】			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			46	46	46	44	43
②確保内容	特定教育・保育施設	市内（保育園等）	42	42	42	42	42
		市外（保育園等）	2	2	2	2	2
		計	44	44	44	44	44
	地域型保育	小規模保育	13	13	13	13	13
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		計	13	13	13	13	13
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		57	57	57	57	57

【進捗状況】			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			45				
②確保内容	特定教育・保育施設	市内（保育園等）	45				
		市外（保育園等）	2				
		計	47				
	地域型保育	小規模保育	13				
		家庭的保育	0				
		事業所内保育	0				
		計	13				
	認可外保育施設		0				
	企業主導型保育施設の地域枠		0				
	合計		60				

▼3号認定（2歳児）の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	67	60	61	54	48

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 子育て支援係】

全体的に必要な保育量を確保できたなかで、教育・保育を実施できています。
ただし、就学前のこどもの減少が顕著で、全ての保育園、認定こども園が利用定員に満たない運営となっており、利用定員の見直しが必要な状況になっております。

今後も、量の見込み（実際に利用する人数）に対応した確保内容（定員）が可能となるよう引き続き、適切な教育・保育施設の運営に努めます。

(2) 子育てのための施設等利用給付

■事業内容

子どものための教育・保育給付（認定こども園、幼稚園、保育園等への入所）を希望したものの入所できなかった人が、未移行の幼稚園（子ども・子育て支援給付に移行していない従前の幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育等を利用した場合、利用料の一定額までを給付する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	0	0	0	0	0

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保内容	3	3	3	3	3
実施か所数	2	2	2	2	2

※市内での対象は、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業です。

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0				
②確保内容	3				
実施か所数	2				

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 子育て支援係】

令和7年度の各月1日時点で待機児童が発生しなかったこと、市民が市外の認可外保育施設等を利用することがなかったため、実績が0人でした。

今後も、給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案して実施します。

(3) 乳児等のための支援給付【新規】

■事業内容

乳児等のための支援給付については、令和8年度から開始される新たな給付で、現在のところ乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施が予定されています。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、未就園のこどもを対象に、認定こども園や保育園等の施設で、月一定時間までの預かり及び保護者への子育てに関する相談支援を行う事業です。

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
0歳児延人数	90	90	80	80	80
1歳児延人数	90	90	90	80	80
2歳児延人数	100	90	90	90	80
②確保内容					
0歳児延人数	0	90	80	80	80
1歳児延人数	0	90	90	80	80
2歳児延人数	0	90	90	90	80

※令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられる。

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
0歳児延人数	0				
1歳児延人数	0				
2歳児延人数	0				
②確保内容					
0歳児延人数	0				
1歳児延人数	0				
2歳児延人数	0				

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 子育て支援係】

令和7年度については、事業の実施に至りませんでした。令和8年度からの本格実施に向けて準備を進めております。

今後も、関係機関と連携して提供体制の整備に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業について

(1) 利用者支援に関する事業

■事業内容

利用者支援に関する事業は、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用について情報収集と提供を行うとともに、こどもや保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関と調整を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保内容(か所)	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(か所)	1				
基本型	0				
特定型	0				
こども家庭センター型	1				
②確保内容(か所)	1				
地域子育て相談機関	0				

■評価に対する担当課(者)の意見 【福祉保健課 子育て支援係、健康づくり係】

令和7年10月から「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉を担当する職員が連携し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や、個々の家庭に応じた児童虐待の予防的対応・支援を一体的に行ってきました。

今後も、子育て世帯や妊産婦、こども等への支援を切れ目なく包括的に行うこと、各種サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行います。

(2) 時間外保育事業

■事業内容

時間外保育事業（延長保育）は、保育認定を受けたこどもについて、保護者の就労時間などにより保育園等の通常の開所時間である 11 時間を超えて保育時間を延長する事業です。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
登録者数	51	55	49	36	34

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	40	37	35	33	32
②確保内容	50	50	50	50	50
実施か所数	2	2	2	2	2

【進捗状況】	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	37				
②確保内容	50				
実施か所数	2				

※令和 7 年度 登録者（令和 8 年 3 月現在）

尾鷲第一保育園 20 人

尾鷲乳児保育園 17 人

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 子育て支援係】

延長保育を提供することで、保護者が安心してこどもを保育園に預けることができました。引き続き、保護者の就労時間や通勤時間の長時間化などによるニーズの変化を踏まえ、今後も、2 か所の保育園で必要なサービス量を確保していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業

■事業内容

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者の就労などにより、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象として、仲間づくりや活動、遊びを通して、たくましい体や心を育てること等を目的に設置しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	96	89	97	91	87

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	80	77	74	68	63
低学年	71	69	66	60	55
高学年	9	8	8	8	8
②確保内容					
登録児童数	100	100	100	100	100
実施か所数	2	2	2	2	2

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	98				
低学年	90				
高学年	8				
②確保内容					
登録児童数	100				
実施か所数	2				

※令和7年度 登録者（令和7年4月現在）

わんぱくクラブ 53人

くれよん 45人

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 子育て支援係】

放課後に預かりを必要とする児童について、全て受け入れが来ています。

今後も、放課後に保護者が自宅にいないこどもが安全・安心に過ごせる居場所を提供し、その健全な育成を図ります。

さらに、放課後子ども教室「いきいき尾鷲っ子」との連携強化を図ります。

(4) 子育て短期支援事業

■事業内容

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事などにより、児童を養育することが一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業で、次の2つがあります。

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育ができなくなった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に児童養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます（宿泊を伴います）。
夜間養育等事業（トワイライトステイ事業）
保護者が仕事等の理由で平日の夜間や休日に不在となり養育が困難となった児童を、通所により児童養護施設等で預かる事業で、2か月を限度に利用できます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	0	0	0	0	1

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	12	12	12	12
②確保内容	12	12	12	12	12
実施か所数	14	14	14	14	14

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0				
②確保内容	12				
実施か所数	14				

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 子育て支援係】

令和7年度については、実績0人でした。

今後も、本事業が必要な世帯が利用できるよう周知に努め、関係機関と連携しながら利用できる体制を確保します。

(5) 一時預かり事業

■事業内容

一時預かり事業は、乳幼児を対象に、保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れでリフレッシュしたい時などにこどもを一時的に預かる事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	50	147	38	322	251
実施か所数	1	1	1	1	1

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	151	144	140	136	134
②確保内容	500	500	500	500	500
実施か所数	1	1	1	1	1

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	104				
②確保内容	500				
実施か所数	1				

※令和7年度 登録者（令和8年3月現在）

ひのきっここども園 16人

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 子育て支援係】

保護者が一時的に家庭で保育が出来なくなった場合に、一時預かりのサービスを提供することで、子育てしやすい環境を整えることが出来ました。

今後も、事業の周知を強化するなど利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

■事業内容

乳児家庭全戸訪問事業は、おおむね生後2か月までの乳児のいるすべての家庭（新生児訪問（生後1か月まで）を含む）を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	71	68	65	62	38
訪問率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (対象人数)	50	50	48	48	45
②確保内容 (訪問率)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実施体制	実施体制：3人 実施機関：福祉保健課				

【進捗状況】	令7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (対象人数)	46				
②確保内容 (訪問率)	100.0				
実施体制	実施体制：3人 実施機関：福祉保健課				

■評価に対する担当課(者)の意見 【福祉保健課 健康づくり係】

対象となるすべての家庭を訪問しました。なお妊娠期より支援の必要な家庭等には、早期訪問を実施し、安心して子育てがスタートできるよう支援しました。(新生児訪問14件)。訪問後は、母子保健事業(赤ちゃん相談、育児サークル等)を紹介し、子育てが孤立しないよう努めました。

今後も、家庭を訪問し、不安や悩みを聞き相談・支援を行い、子育て情報の提供を行います。また児の発育状況や保護者の心身の状況、養育環境の把握を行い、切れ目ない支援へつなげます。

引き続き、出生数等を勘案して目標事業量を定め、訪問率100%を目指します。

(7) 養育支援訪問事業

■事業内容

養育支援訪問事業は、育児ストレス、産後うつ病等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭を保健師等が訪問して必要な支援を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問延べ件数	7	6	2	4	8

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 訪問家庭数	3	3	3	3	3
訪問延べ件数	20	20	20	20	20
②確保内容 訪問家庭数	3	3	3	3	3
訪問延べ件数	20	20	20	20	20

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 訪問家庭数	<u>2</u>				
訪問延べ件数	<u>14</u>				
②確保内容 訪問家庭数	<u>3</u>				
訪問延べ件数	<u>20</u>				

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 健康づくり係】

外国籍夫婦と心身ともに不安定さがある母親に対し訪問を実施することで、孤立や育児不安が緩和できるよう支援するとともに、母子保健事業（赤ちゃん相談や子育てサークル等）および必要な子育てサービスの紹介をおこないました。

今後も、養育支援が特に必要な家庭に対して適切な養育の実施を確保するため、保健師等がその居宅を訪問し養育に対する助言・指導等を行うほか、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、迅速な対応が図れるよう機能強化を図ります。

(8) 地域子育て支援拠点事業

■事業内容

地域子育て支援拠点事業は、主に乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で育児不安などについての相談・指導、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行い、子育て家庭に対する支援を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人回	92	119	115	143	69
実施か所数	1	1	1	1	1

※月間延べ利用人数

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	200	200	200	200	200
②確保内容	200	200	200	200	200
実施か所数	1	1	1	1	1

※月間延べ利用人数

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	91				
②確保内容	200				
実施か所数	1				

※月間延べ利用人数

※令和7年度 登録者（令和8年3月現在）

ちびっこひろば 31人

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 子育て支援係】

乳幼児を持つ親とそのこどもが気軽に集い、交流や育児相談等を行う場所を設けることで、保護者の子育てへの負担感を緩和することができた。また、利用者間の交流を図るための多種多様な取組を推進することが出来ました。

今後も、地域子育て支援センター「ちびっこひろば」の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

(9) 病児保育事業

■事業内容

病児保育事業は、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業で、病気または病気回復期にあるため集団保育等が困難なこどもを医療機関の併設等の病児保育室で預かる「病児保育」と、病気回復期にあるため集団保育等が困難なこどもを保育園等に併設している病後児保育室で預かる「病後児保育」を行う事業です。

対象となるこどもは、小学校に就学している児童までです。

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	24
②確保内容	0	0	0	0	24
実施か所数	0	0	0	0	1

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0				
②確保内容	0				
実施か所数	0				

■確保方策

本市では実施できる施設等がないため、今後も、関連する関係機関と連携しながら体制の整備に向けて取り組めます。

(10) 子育て援助活動支援事業

■事業内容

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、育児の援助をしてほしい人と育児の援助をしたい人が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助け合い活動をする制度です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人日	128	120	154	217	97

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	189	179	173	161	153
②確保内容	189	179	173	161	153
実施か所数	1	1	1	1	1

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	321				
②確保内容	189				
実施か所数	1				

※令和7年度 登録者（令和8年3月現在）

依頼会員 15人

援助会員 43人

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 子育て支援係】

保育施設や学童、習いごとなどへの送迎支援を中心に、保護者の就労時の援助や預かり支援、さらに緊急対応など幅広く援助活動を実施しました。また、会員間の交流会や援助会員養成講座を行い利便性が向上しました。

今後も、制度を広く周知し、事業の利用が円滑になるよう会員登録を促すとともに、安心して利用できるようサポート体制の充実に努めます。

(11) 妊婦健康診査

■事業内容

妊婦健康診査は、安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦の健康診査に係る費用を助成することで経済的な負担を軽減し、妊婦の健康の保持増進を図る事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
健診回数	773	732	650	535	589

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (健診回数)	48 (672)	47 (658)	44 (616)	42 (588)	41 (574)
②確保量	672	658	616	588	574
③確保内容	実施場所・実施体制：医療機関に委託して実施 検査項目：厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる。 実施時期：通年				

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (健診回数)	62 (497)				
②確保量	672				
③確保内容	実施場所・実施体制：医療機関に委託して実施 検査項目：厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる。 実施時期：通年				

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 健康づくり係】

里帰り先（三重県外）で受診した妊婦への償還払いを含め62名（延496名）に費用助成を行いました。妊婦健診結果から支援の必要な妊婦を把握し伴走型支援につなげました。

必要量を提供する体制はできており、今後も、安全・安心な妊娠・出産に向けて関係機関と連携を図り、必要な健診が必要な時期に受診できるように支援していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業内容

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、生活保護受給者等に対して就学前教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の納入に要する費用、行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保内容	助成を実施します。				

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3				
②確保内容	助成を実施します。				

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 子育て支援係】

助成対象者3人に対し、適切な時期に事業内容の周知を行い、申請に基づき実施しました。

今後も、対象者に適切な事業内容の周知を行い、申請に基づき助成を実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■事業内容

多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、民間事業者が特定教育・保育施設に参入する場合に事業開始にあたっての助言や相談等の巡回支援を行う事業や、認定こども園において特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制を構築する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	0	0	0	0	1
確保人数	0	0	0	0	1

■量の見込みと確保内容（認定こども園での特別な支援が必要なこどもの受入体制）

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保内容	職員の加配に必要な補助を実施します。				

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1				
②確保内容	職員の加配に必要な補助を実施します。				

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 子育て支援係】

事業対象となる特別な支援が必要なこども1人に対し、受け入れ体制の構築を図り、加配保育士を配置しました。

今後も、認定こども園での特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制の構築について、継続して実施します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

■事業内容

子育て世帯訪問支援事業は、家事や子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭に訪問支援員を派遣し、家事や子育て等の支援を行う事業です。

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 延人数	104	104	104	104	104
②確保内容 延人数	104	104	104	104	104

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 延人数	26				
②確保内容 延人数	104				

※令和7年度 登録者（令和8年3月現在） 1人

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 子育て支援係】

不適切な養育環境にある家庭に訪問支援員が訪問し、家事・育児援助を行うとともに家庭の抱える悩みや問題に寄り添うことで、家庭環境を整え、虐待リスクを低減させることができています。

今後も、事業の周知を図るとともに、関係機関と連携して、支援の必要性が高い家庭に支援をつなぐことができるよう、取り組みの強化と体制整備に努めます。

(15) 児童育成支援拠点事業【新規】

■事業内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等を対象に、居場所となる拠点の開設、児童の生活の場の提供及び児童や家庭の相談等を行う事業です。

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 実人数	3	3	3	3	3
②確保内容 実人数	0	0	0	0	0

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 実人数	0				
②確保内容 実人数	0				

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 子育て支援係】

現在、本事業を実施していません。

今後も、関係機関と連携しながら実施に向けた検討を行います。

(16) 親子関係形成支援事業【新規】

■事業内容

親子関係形成支援事業は、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に、グループワーク等を通じてこどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有できる場を提供する事業です。

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 実人数	3	3	3	3	3
②確保内容 実人数	3	3	3	3	3

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 実人数	1				
②確保内容 実人数	3				

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 子育て支援係】

本市では、心理担当支援員（公認心理師または臨床心理士）によるペアレントトレーニング講座を年1回実施し、こどもの発達等に応じた助言・相談等を行っております。

今後も、事業の継続を図ります。また、より満足度の高い講義ができるように努めていきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

■事業内容

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦等との面談等により、妊婦等の心身の状況や環境の把握、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他必要な支援を行う事業です。

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 妊娠届出数 1組あたりの 面談回数 面談実施合計 回数	50	50	48	48	45
②確保内容 面談回数	105	105	101	101	95

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 妊娠届出数 1組あたりの 面談回数 面談実施合計 回数	136				
②確保内容 延人数	105				

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 健康づくり係】

妊娠届出時43名、妊娠9か月ごろ47名、乳児家庭全戸訪問（すこやか赤ちゃん訪問）時に46名の面談を行いました。面談により、早期から顔の見える関係が築けており、妊産婦の状況に応じた支援ができています。今後も、妊娠期から妊婦やその配偶者等に寄り添い、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援の推進に努めます。

(18) 産後ケア事業【新規】

■事業内容

産後ケア事業は、本市と契約している医療機関や助産所で、母子同室で助産師や保健師、看護師等の専門スタッフから「からだ」と「こころ」、「育児」のサポートを受けることができる事業です。

■量の見込みと確保内容

【計画】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 延人数	11	11	16	16	19
②確保内容 延人数	11	11	16	16	19

【進捗状況】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 延人数	6				
②確保内容 延人数	11				

■評価に対する担当課（者）の意見 【福祉保健課 健康づくり係】

宿泊型1名、デイサービス型5名の利用がありました。利用により、心身のリフレッシュや育児不安等の軽減につながっており、退院時に安心して子育てをスタートさせるためにも有効な事業と考えています。

今後も、医療機関等と連携し、希望する産婦が利用できるよう周知を図っていきます。